

「木材利用促進条例研究会」設置要綱

（目的）

第1条 「ぎふ木の国・山の国木材利用促進条例（仮称）」の制定について検討することを目的として、木材利用促進条例研究会（以下「条例研究会」という。）を設置することとし、以下に必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 条例研究会の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 県産材利用の促進を図るための課題等の検討
- （2） 「ぎふ木の国・山の国木材利用促進条例（仮称）」の検討
- （3） その他必要な事項

（組織）

第3条 条例研究会は、別表に掲げる委員をもって組織する

2 条例研究会に座長を置き、県産材流通課長をもって充てる。

3 座長に事故があるときは、又は座長が欠けたときには、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代行する。

（会議）

第4条 条例研究会は、必要に応じ座長が招集する。

2 座長は必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

（事務局）

第5条 条例研究会の事務局は県産材流通課に置く。

（雑則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は座長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。